議　事　日　程

令和7年5月13日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階教育委員室

第１　報告第　11号　吹田市小学校給食調理等業務委託事業者選定委員会委員の委嘱について

第２　議案第　13号　吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第３　議案第　14号　吹田市立図書館協議会委員の解嘱について

第４　議案第　15号　吹田市立図書館協議会委員の委嘱について

第５　議案第　16号　吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について

第６　議案第　17号　吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について

第７　議案第　18号　吹田市社会教育委員の解嘱について

第８　議案第　19号　吹田市社会教育委員の委嘱について

議案第１３号

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定めます。

令和７年５月１３日提出

吹田市教育委員会
教育長　大江　慶博

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定めます。

令和７年　　月　　日

吹田市教育委員会
教育長　大　江　慶　博

吹田市教育委員会規則第　号

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和４２年吹田市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項に後段として次のように加える。

この場合においては、第１項ただし書の規定を準用する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

現　　行	改　　正　　案
（学級数及び年齢別定員） 第４条～３　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ４　幼稚園型認定こども園の学級数は３と、３歳児の定員は２５人と、４歳児及び５歳児の定員はそれぞれ３０人とする。	（学級数及び年齢別定員） 第４条～３　－－－－－－－－－略－－－－－－－－－ ４　幼稚園型認定こども園の学級数は３と、３歳児の定員は２５人と、４歳児及び５歳児の定員はそれぞれ３０人とする。この場合においては、第１項ただし書の規定を準用する。

(参考)現行規則

○吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則（抜粋）

（学級数及び年齢別定員）

第４条　幼稚園型認定こども園以外の幼稚園の学級数は３と、４歳児の定員は30人と、５歳児の定員は70人とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを減少することができる。

２　幼稚園型認定こども園以外の幼稚園の５歳児の入園者の人数が定員に満たない場合において、定員を超えることとなる人数の４歳児の入園希望者があるときは、当該定員に満たない人数を限度として、定員を超えて４歳児の入園を許可することができる。この場合において、定員を超えて入園を許可することができる人数は、20人を限度とする。

３　前項の規定により定員を超えて４歳児の入園を許可した場合においては、その後に入園を許可することができる５歳児の人数は、５歳児の定員から、定員を超えて入園を許可した４歳児の人数を減じた人数とする。

４　幼稚園型認定こども園の学級数は３と、３歳児の定員は25人と、４歳児及び５歳児の定員はそれぞれ30人とする。